

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和6年8月)

1. 開催日時 令和6年8月26日(月)
午後1時30分から午後2時18分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 13人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大塚 春幸 | 2番 | 藤本 敏夫 | 3番 | 真相 広也 | 4番 | 久保さとみ |
| 5番 | 安部 健司 | 6番 | 山口 博史 | 7番 | 芝高 敏雄 | 8番 | 河野 隆義 |
| 9番 | 南園 惠志 | 10番 | 川端 武夫 | 11番 | 原田 正昭 | 12番 | 藤川 利文 |
| 13番 | 近藤 清 | 14番 | 原 博一 | 15番 | 松本 武夫 | 16番 | 阿部 芳浩 |
| 17番 | 江本 康治 | 18番 | 瀬尾 誠悟 | 19番 | 大久保光江 | | |

4. 欠席委員 6人(4番 久保さとみ 7番 芝高敏雄 11番 原田正昭 15番 松本武夫
16番 阿部芳浩 17番 江本康治)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 9人)

| | | | |
|----|-----------------|----|----------------|
| 1区 | 遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛 | 2区 | 岸田正幸・山口泰範 |
| 3区 | 石原幸男・河野敏信 | 4区 | 篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹 |
| 5区 | 鎌倉英章・杉野利行 | 6区 | 住友武司・山尾雅泰・吉田 健 |
| 7区 | 楮山富行・天野宣正 | | |

- 欠席委員 8人(遠藤予志郎 毛利益三 岸田正幸 山口泰範 篠原隆史 天満茂樹 山尾雅泰 吉田健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第24号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

- 第5 議第25号 吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 第6 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 第7 報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
- 第8 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
局長補佐 原田裕充
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局 | それでは、ただ今から、令和6年8月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

| 本日は、4番 久保委員、7番 芝高委員、11番 原田委員、15番 松本委員、16番 阿部委員、17番 江本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

| また、農地利用最適化推進委員9名にも出席いただいております。

| それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長 | (会長挨拶)

議 長 | まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

| (異議なしとの声)

議 長 | 異議なしということでございますので、9番、南園委員、10番、川端委員に、議事録署名をお願い致します。

| 本日の定例会に出ております議案は、

議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第24号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

議第25号 吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見について

報告事項(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(2) 農地の転用事実に関する照会について

報告事項(3) 農地法第18条第6項の規定による通知について

| でございます。

- 議長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。
- 議長 それでは、議第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。
- 議長 まず最初に、議第22号1番の賃貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料1です。
申請地の所在は鴨島町牛島字中開西外1筆で、地目は台帳が畑、現況が田、合計面積は855㎡です。
貸人は、農地を相続しましたが県外在住で自ら耕作することはできず、申請地もこれまで借人が耕作していました。貸借期間が切れた為に、この度、賃貸借権の設定を行うものです。
借人は、申請地ではこれまでどおり水稻を栽培予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 6番 6番、山口です。現地確認と調査の結果、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。借人は、以前から申請地で耕作しており、息子さんも同居し、野菜とブロッコリー作りに熱心に取り組んでおられます。何も問題はございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第22号1番の賃貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第22号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による所有権移転、及び3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は鴨島町牛島字原で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は248㎡です。

申請地所有者は、高齢で、農地の管理が困難になり、譲受人へ譲り渡すことになったようです。譲受人は、申請地にはネギを作付けするとのこと。なお、位置図のとおり、隣接する農地に住宅を建築する転用許可についても同時に申請されています。また、申請後に土地所有者がお亡くなりになりましたが、申請自体は有効であることを法務局等関係機関に確認済みでございます。

続いて、3番でございます。6筆あり、議案書は1頁から2頁にかけてになります。位置図は資料3と4です。

申請地の所在は鴨島町牛島字城ノ内と牛島字西張で、地目は台帳、現況共に田、合計面積は3,677㎡です。

譲渡人は、県外在住であり、相続した申請地を、親類関係にある譲受人に贈与することになりました。譲受人は、今後申請地には野菜を作付けするそうです。

2番、3番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 2番、藤本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。

2番の売買ですが、5条の住宅の件と関連しておりまして、両申請地は元々一枚の畑でございます。畑の方はネギを植えるということで別段問題はないと思います。

3番の贈与でございますが、西張の方は既に譲受人が借りて耕作をしておりまして、県外在住で土地の管理ができないので贈与したいということでございます。それから城ノ内の3件は第三者が借りていましたが、耕作ができなくなり、現在は雑草の管理だけをしている状態で、ここも一緒に処分することになり、合計6筆の贈与の話がまとまったそうでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第22号2番の売買による所有権移転、及び3番の贈与による所有権移転

につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第22号2番及び3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料5です。申請地の所在は川島町山田字大塚で、地目は台帳、現況共に畑、面積は284㎡です。譲渡人は、高齢のため、農地の管理が困難になり、知り合いである譲受人へ申請地を譲り渡すことになったようです。譲受人は、かねてから農業を始めたいと考えており、申請地には自家消費用の白菜とネギを作付けするとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、本日は欠席されていますが、担当委員であります11番、原田委員の方から、現地調査の結果について事前に連絡があったとのこと。事務局からお願いします。

事務局 原田委員からは、この案件については特に問題はないとのことでした。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第22号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第22号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、5番及び6番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。3筆でございます。位置図については、資料6と14になります。

申請地の所在は鴨島町飯尾字ニガタケと飯尾字福井で、地目は台帳が田、現況がニガタケが田、福井は畑で、合計面積は5,524㎡です。

譲渡人は、貸していた農地が返還されて管理に苦慮し、農業委員に相談したところ、この度、譲受人に贈与することになりました。譲受人は、家族で、とうもろこし、ほうれん草、大根などを作付け予定です。

続いて、6番でございます。位置図は資料7になります。

申請地の所在は鴨島町西麻植字広畑で、地目は台帳、現況共に田、面積は767㎡です。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、県外在住であり、管理が困難なため、この度、譲受人に贈与することになりました。譲受人は、申請地に柿、ミカン等の果樹と野菜を作付けするそうです。

5番、6番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。譲受人からの聞き取り、現地調査を行った結果、2件とも特に問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第22号5番及び6番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号5番及び6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第22号5番及び6番につきましても、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、7番及び8番の売買による所有権移転と9番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。2筆あります。位置図については、資料8です。

申請地の所在は美郷字田平で、地目は台帳、現況共に畑、合計面積は772㎡です。譲渡人は、高齢のため、農地の管理が困難になり、譲受人へ譲り渡すことになったようです。譲受人は、申請地取得後は自家消費用のナス、ネギを作付けするとのことでした。

続いて、議案書3頁になります。8番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は山川町翁喜台で、地目は台帳、現況ともに田、面積は525㎡です。譲渡人は、県外在住で高齢でもあり、農地の管理に苦慮し、申請地の隣に住む譲受人へ譲り渡すことになったようです。譲受人は、申請地には自家消費用の野菜を作付けするとのことでした。

続きまして9番でございます。2筆ございます。位置図については、資料10と11です。

申請地の所在は山川町山ノ神と山川町建石で、地目は台帳、現況共に山ノ神が畑、建石が田、合計面積は935㎡です。譲渡人は、県外在住で農地の管理ができず、譲受人へ譲り渡すことになったようです。譲受人は、申請地には現在の梅に加え、自家消費用の野菜を作付けするとのことでした。

以上、7番8番9番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

14番 14番、原です。申請地は美郷の山中にありまして、現地を確認した結果、農地として特に条件が悪いということもなく、別段問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第22号7番及び8番の売買による所有権移転と9番の贈与による所有権移転につきましても、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第22号7番から9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第22号7番から9番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは、1番の売買による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。
1番でございます。2筆ございます。位置図については資料12です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字東桑上で、地目は、台帳、現況ともに1筆が田、もう1筆が畑、合計面積は380.95㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

譲受人は、現在、借家で暮らしていますが、家族も増え手狭になってきたため、父が所有する実家近くの農地を提供してもらい、夫婦で居宅を建築することになりました。

計画概要は、平屋建て住宅、建築面積126.69㎡を建築する計画で、事業費は借入資金5,500万円を予定しています。

土地の造成については、周囲にコンクリート擁壁を新設し、山土にて盛土、整地しますので、土砂等の流出はないと考えられます。

給水は市上水道を利用し、雨水は側溝に、雑排水も浄化槽を経由して北側道路の側溝に放流します。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口です。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人は親子であり、ご実家も申請地のすぐ近くで、小さいお子さんもおられて、ご本人、ご両親共に今回の新居建築に利点があります。何も問題ないと思えますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第23号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第23号1番につきま
しては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、2番の売買による農家住宅のための転用申請でござ
います。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、鴨島町牛島字原、地目は、台帳、現況ともに田、
面積は389㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、
第2種農地でございます。
譲受人は、家族5人で暮らしていますが、子どもの成長に伴い現
在の住まいが手狭になってきたため、譲渡人から現住居近くの土地
を購入し、新居を建築することになりました。なお、現在の住まい
は農作物の集荷スペースとして利用する予定です。
計画概要は、2階建て住宅、建築面積127.52㎡を建築する計
画で、事業費は借入資金4,500万円を予定しています。
土地の造成については、土砂で12cm、碎石で10cm盛土しま
すが、南側の境界には土羽を新設するため、隣接農地への土砂等の流
出はありません。
給水は市上水道、雑排水は合併浄化槽で処理し北側市道側溝へ、
雨水も市道側溝へ流します。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許
可やむを得ないと思われま
す。
以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現
地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 2番、藤本です。ただいま、事務局から説明がありましたとおり
農家住宅の建築ですが、譲受人は作業所と住宅を別にしたいとい
うことで土地を探し、この度一枚の畑を住宅敷地と耕作地として購
入するということでございます。問題はないと思いますので、ご審
議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、2番の
売買による農家住宅のための転用申請につきまして、委員の皆さん、
ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第23号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第23号2番につきま
しては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第24号、農地法の適用を受けない土地の証明願
について、でございます。

1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 議第24号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明
致します。議案書の5頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認めら
れない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては
農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。4筆でございます。位置図について
は資料13です。

所在は、山川町大峯、地目は台帳、現況ともに畑、合計面積は3,
839㎡でございます。

申請人より提出された、平成15年に撮影された航空写真により、
その時点で山林化しており、現在まで20年以上が経過しているこ
と、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認めら
れるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相委員
の方から、補足説明をお願いします。

3番 3番、真相です。いま、事務局から説明があったとおりでござい
ます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第2
4号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、
ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第24号
1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第24号1番につきま

しては許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、2番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については資料8です。
所在は、美郷字田平、地目は台帳、現況共に畑、面積は975㎡でございます。

申請人より提出された、平成16年5月に撮影された航空写真により、その時点で家屋が建っており非農地の状態で現在まで20年以上が経過していること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、13番、近藤委員の方から、補足説明をお願いします。

13番 13番、近藤です。申請内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。かなり前から、家屋が建っておりまして、別荘として利用しているようです。経過年数から非農地証明の交付は問題ないと思っております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第24号2番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第24号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第24号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第25号吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見についてでございますが、7月にお配りした資料のとおり、農振除外申請地の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 先月、お配りしました令和6年5月中受付分、除外申請の綴りをご覧ください。令和6年7月24日付、6吉農林第206号で諮問のありました、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定により、吉野川市農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画変更に関する意見を求められています。その変更計画は農用地区域からの除外申請17件であり、これについて、各農業委員の意見を述べていただき、集約して事務

局より吉野川市長へ回答致したいと考えています。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。が、議第25号農業振興地域整備計画変更に関する意見について、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（意見なしとの声）

議 長 　質疑、意見がないようでございますので、それでは採決を致します。議第25号については、諮問どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第25号につきましては、すべての案件が特に問題は無いということで、「特段の意見なし」で、市長に対して意見書を送付することに決定いたしました。事務局において意見書を作成の上、送付してください。

議 長 　次に、
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 　○報告事項（1）農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料14です。

所在は、鴨島町上下島字諏訪ノ元、地目は、台帳、現況共に畑、面積は214㎡でございます。居宅建築のために転用することと、令和6年7月16日に届出が提出され、同日で受理、令和6年7月22日にその旨を通知しました。

事務局 　○報告事項（2）農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の7頁をご覧下さい。1番でございます。2筆でございます。位置図については資料15です。

照会地の所在は、鴨島町飯尾字天神、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は104㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、

既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年7月16日付けでその旨回答したものでございます。

2番でございます。2筆でございます。位置図については資料16です。

照会地の所在は、鴨島町敷地字山王、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は966㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年7月18日付けでその旨回答したものでございます。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、残存小作権の賃貸借権の合意解約が1件1筆、使用貸借権の合意解約が3件7筆、でございます。

以上でございます。

議長

報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○地域計画策定について
○農地パトロールについて
○全国農業新聞について

議長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会 (終了時刻 午後2時18分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記